

理 事 会 議 事 録		作 成 日 平成 26 年 6 月 4 日
		議事録作成者 事務局長 大槻俊之
名 称	第 2 回理事会	
開 催 日	平成 26 年 5 月 23 日(金) 14 : 30 ~ 14 : 45	
開 催 場 所	仙台サンプラザ	
出 席 者	理事：砂金隆夫、高島 強、中居浩二、佐藤幸吉、石田孝徳、大竹雅之、齋藤善昭、 鍵谷信爾、青木 司、佐藤定幸、佐藤忠義、片山祐一、大崎勝雄、白鳥 淳、 菅原政志、伊藤正博、作間正孝、後藤裕子、今野榮一、武藤 茂、塩谷正彦 監事：菅井茂雄、佐々木康二、渡邊正一 事務局：大槻俊之、菅野由樹	
協議内容等		
<p>一、議 事</p> <p>1) 会長及び副会長の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂金理事が議長に選出され議事が進められた。</li> <li>・議長により、先に開催された第1回通常総会において理事及び監事の選任が行われたが、会長及び副会長の選任について、引き続き、私、砂金理事が会長、副会長は高島理事、中居理事及び佐藤理事の合計4名が留任し務めていきたい旨の意志が示された。</li> <li>・このことについて、議長が全員に諮ったところ出席者全員の拍手をもって会長、副会長3名の留任が承認された。なお、常務理事の選出はなかった。</li> <li>・このことにより、定款第23条により砂金理事が会長(代表理事)、高島理事、中居理事、及び佐藤理事の3名が副会長(業務執行理事)に就任した。</li> </ul> <p>2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中居副会長から女性部会、青年部会から理事に選出して欲しいという意見が、本日の総会時、また、その以前からも出ているが、理事会に両部会長から議決権の無いオブザーバーとして出席させてもよいのではないかとの提案が出された。</li> <li>・このことについて、青木理事から、それは各委員からオブザーバー参加が出来るという意味であるかと質問があった。</li> <li>・これに対し、砂金会長から連合会理事会では、女性委員会、青年委員会の両委員長がオブザーバーとして参加しているので同様に行いたいと意見が出された。</li> </ul>		

- ・白鳥理事から、オブザーバーは意見が出せない。それよりも、各委員会の委員長会議を開催し連絡調整及びスケジュール調整も兼ねて、女性部会長、青年部会長、もちろん総務・企画委員長等も参加し、案を出していただく方法がある。その組織を作りながら、オブザーバー参加があっても良いが、大震災以降委員会活動が活発ではなかったという事もあるので、今後委員会活動を充実させ、委員長会議を開催していただいた方がいいのではないかと意見が出された。
- ・砂金会長は、今後検討すると回答した。
- ・佐々木監事から、本年全国大会福島大会が開催され、予算案にも経費が計上されているので、県全体一体化し、バスなど連ねて会場に入りアピールした方が良いのではないかと、近年宮城県の存在がよくわからないので、まとめていただきたいと意見が出された。
- ・中居副会長から、バスはどうか分からないが、会場での陣取り方法等、どんなことができるか事務局で検討して欲しいし、方法については内部で検討したいと述べた。
- ・砂金会長は何らかの方法を考慮すると回答した。
- ・青木理事から、会長の会務報告を何回も拝見しているが、年間120数回会長が一人でいろんな事をボランティアとしてやっているのは敬服する。しかし、これだけのものを次の会長がやれと言っても出来るものではない。例えば、副会長あるいは我々理事が代行できるものを割り振りしながら全員で動いて行けたらなお良いと感じている。  
また、今日の総会の議案説明は、今まで事務局方だけで行っていたが今回副会長さんもやったが、それが基本なので今後とも続けていただきたいとの意見が出された。
- ・このことについて会長は、会計担当の理事も決めて、予算決算は会計担当の理事から報告をさせるという会もあるのでこれからも皆さんに役割分担をしていただくという意義をもう少し広げていきたいと述べた。
- ・石田理事から、支部が一般社団法人と名乗れないということが一般会員を含めよく分かっていないので説明いただきたいと質問が出された。
- ・このことについて、会長から、15支部は本部と連携する任意の団体の位置づけである。名乗るのであれば、すべての財産を本部によこして連結決算をすることになる。財産を一回こちらにいただくということもいかがかと思う。連結決算を行うとなると支部内での事務処理の問題がある。考慮の上、主たる事務所に対して従たる事務所にするのか、全体をまとめてひとつのものにするのか、一般社団法人に対する任意の団体にするのか、皆さんにお諮りしてこの様な形に決めたと経緯が説明された。

- ・大槻事務長から、他県でも法人移行後に支部との間にいろいろ問題があるようなので、今後他県の状況などをみて研究していきたいと補足が述べられた。
- ・大竹理事から、結論が出ていないという前提で、結論が出るまで支部は一般社団を名乗って良いという解釈はできるのかと質問が出された。
- ・このことについて事務局から、公益法人改革以前も、本来厳格には支部は人格無き社団であったため社団法人を名乗れなかったが、社団法人と名乗っていた経緯がある。しかしながら、この公益法人改革で厳格化されたのでそれはできないと説明があった。

以上 15:00 終了

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、代表理事及び出席監事の全員がこれに記名押印する。

代表理事 砂金隆夫 ⑩

監事 佐々木康二 ⑩

監事 菅井茂雄 ⑩

監事 渡邊正一 ⑩